

堺市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

堺市上下水道局職員就業規則（昭和44年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第6項ただし書中「を超える」を「以上の」に改める。

第11条の4第4項中「第32条を除き、」を削る。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
（堺市上下水道局庁舎管理規程の一部改正）
- 2 堺市上下水道局庁舎管理規程（平成22年上下水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。
第13条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。
（火元責任者）
第13条 局が使用する各室に火元責任者1人を置く。
 - 2 火元責任者は、所属長が定め、その使用する各室に係る庁舎管理者に通知するものとする。
 - 3 所属長は、特に必要があると認めるときは、火元責任者を2人以上置くことができる。